

自己点検・評価報告書

1 規定及び体制等の整備状況

(1) 機関内規定

評価結果

- 基本指針に適合する機関内規定が定められている。
- 機関内規定は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規定が定められていない。

自己点検の対象とした資料

広島県立総合技術研究所保健環境センター動物実験実施規程（以下「規程」という。）

動物実験実施規程事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）

評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

規程及び事務処理要領には、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（「基本指針」という。）に則した規定が定められている。

改善の方針、達成予定期間

該当しない。

(2) 動物実験委員会

評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 機関内規定は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規定が定められていない。

自己点検の対象とした資料

広島県立総合技術研究所保健環境センター動物実験実施規程

動物実験実施規程事務処理要領

評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

規程により動物実験委員会が設置され、適正に運営されている。

改善の方針、達成予定期間

該当しない。

(3) 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

自己点検の対象とした資料

広島県立総合技術研究所保健環境センター動物実験実施規程

動物実験実施規程事務処理要領

評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

規程及び事務処理要領により、動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制は適正に定められている。

改善の方針、達成予定期限

該当しない。

(4) その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取組及びその点検・評価結果）

特記事項なし。

2 実施状況

(1) 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規定に定めた機能を果たしているか?)

評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題

自己点検の対象とした資料

動物実験申請書及び関連書類

動物実験委員会議事録

動物実験委員会答申

評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

令和5年度の動物実験について、第3回のみ委員会を開催し、第1回、第2回及び第4回については、書面決議とした。

これは、昨年度及び第3回動物実験委員会において審議された実験内容とほぼ同一であり、委員会を開催して審査する必要がないと判断したためである（事務処理要領3(3)に該当する。）。

改善の方針、達成予定時期

該当しない。

(2) 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物試験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

自己点検の対象とした資料

動物実験申請書（令和5年度4件提出）

動物実験終了報告書（令和5年度4件提出）

評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

規程及び事務処理要領に基づき、いずれも動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が適正に行われている。

改善の方針、達成予定時期

該当しない。

(3) 教育訓練の実施状況

(動物実験責任者及び動物試験実施担当者等に対する教育訓練を実施しているか?)

評価結果

- 基本指針に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

自己点検の対象とした資料

広島県立総合技術研究所保健環境センター動物実験教育訓練実施状況

（令和5年度 1回（参加人数4名））

評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

規程に基づき、動物実験実施者に対する教育訓練が適正に実施されている。

改善の方針、達成予定時期

該当しない。

(4) 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

評価結果

- 基本指針に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

自己点検の対象とした資料

評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

規程に基づき、今回の自己点検・評価について、適切な方法により公開予定である。

改善の方針、達成予定時期

(本報告書をセンター長に報告した後、センター長が速やかに公開するとしている。)

(5) その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

該当しない。